

●特約や共済金の支払時期等

一筆半損特約

加入申込時に選択できる特約。

耕地ごとに半損（5割以上被害）が認められる場合に、耕地別基準収穫量の2割分を上限に共済金を受け取ることができます。被害申告時に耕地ごとに半損以上の被害が見込まれる場合は申し出てください。

分割評価について

肥培管理や病虫害防除が不適切または不十分な場合や、鳥獣害の無対策・不備による被害が複数年連続して発生している場合などは、減収として取扱わないこととし、農家間の不公平の解消を図っています。

共済金支払い時期について

共済金の支払対象となった場合は、組合から共済金の支払通知書を配付し、半相殺方式は**12月下旬を目途**に、施設計量全相殺方式、品質方式又は地域インデックス方式は**2月下旬を目途**に、帳簿全相殺方式は**5月下旬を目途**にご登録の口座にお支払い予定です。

共済金の支払対象外となった場合は、組合から共済金の支払対象外通知書を配付いたします。

災害に備えて、より**補償の高い方式**に加入しましょう！

ぜんそうさいほうしき

おすすめは「**全相殺方式**」です。

平年的な収穫量の
最高9割まで補償

ご自身の生産実績で
（収穫量の明細や税申告の帳簿等）
基準の収量を設定

被害申告ほ場への
立札の設置が不要

半相殺方式にご加入の場合は、全相殺方式をご検討ください。

お問合せ先 山口県農業共済組合

2025年産版

東部支所

岩国市周東町下久原484番地3
TEL：0827-84-0041

北部支所

萩市大字高佐下1982番地65
TEL：08388-8-5050

中部支所

山口市小郡長谷一丁目3番3号
TEL：083-972-2340

西部支所

下関市豊田町大字矢田271番地7
TEL：083-250-6208

水稲共済加入者の皆さまへ

収穫前に必ず被害申告をお願いします

共済組合では、稲の刈取り時期に被害申告の受付を行っています。

お配りしている封筒内の「被害申請日・損害評価のお知らせ」をご確認いただき、損害評価日に間に合うように、被害申請日までに受付をしましょう。

※稲を刈り取った後では、損害評価が行えません。早めの被害申告をお願いします。

被害申告をして損害評価を受けなければ共済金の支払対象となりません。



●どんな災害が対象となるの？

【共済事故】

気象上の災害（風水害・干害など）、鳥獣害（イノシシ・シカ・サルなど）、病虫害、火災などによる水稲の減収を補償します。（人為的な災害は除きます）



風水害



干害



虫害



獣害

●どのくらいの被害で申告するの？

【被害申告の目安】

災害が発生し、被害により減収が見込まれる場合は、必ず、稲の刈取前までに被害申告をしてください。

加入方式	被害申告の目安
半相殺方式	2割以上の減収が見込まれる圃場についてすべて申告してください。現地調査により、被害圃場の減収量を調査します。
全相殺方式	1割以上の減収が見込まれる圃場について、共済事故確認のため、すべて申告してください。出荷資料等により、全体の収穫量の減収を評価します。
品質方式	1割以上の減収が見込まれる圃場について、共済事故確認のため、すべて申告してください。出荷資料により、全体の収穫量及び生産金額の減少を評価します。
地域インデックス方式	1割以上の減収が見込まれる圃場について、共済事故確認のため、すべて申告してください。国が公表する統計データにより評価します。

※耕地ごとに半損・全損の被害が認められるときは、半損・全損耕地を申告してください。

●損害評価の流れ

【被害発生から損害評価まで】

加入方式により、被害申告後の損害評価の方法が異なります。

半相殺方式加入者

被害発生

被害申告

野帳（控え）に被害状況を整理してNOSAIに被害申告してください

- 会場受付：損害評価のお知らせで受付会場や日時をご確認ください
- 電話受付：このチラシの最後のページに最寄りの支所の電話番号が記載してあります

被害申告後

立札の設置

評価日までに被害申告したすべてのほ場に立札を設置

損害評価

評価日に損害評価

あらかじめ決まっている評価日に現地で収穫量を見積もる収量調査等を行います

評価日以降に収穫

評価前に収穫を行うと共済金をお支払できません

全相殺・品質・地域インデックス方式加入者

被害発生

立札の設置は不要

収穫予定に合わせて損害評価

聞き取った収穫予定日に合わせて共済事故の有無を確認調査します

収 穫

予定通りに収穫

損害評価のために収穫作業をお待たせしません

半相殺方式ご加入者の方へ 立札の設置に関するお願いと注意点

- 立札を目印に現地調査を行います。見えやすいように稲穂より高い位置に設置してください。
- 一箇所にとまとめて設置するとほ場の特定ができません。被害ほ場それぞれに設置してください。
- 評価後に評価済みの立札を配付しません。そのため、被害申告の立札は収穫まで設置してください。



●損害通知書兼野帳（控え）を準備しましょう！

【記入例】

同封の損害通知書兼野帳(控え)をご用意いただき、災害が発生した耕地にあらかじめ必要事項を整理しておきましょう。

半相殺方式加入者

様式第1号の3

令和07年産 半相殺方式 損害通知書兼野帳(控え)

類区分	選択補償割合	支払開始損害割合	一筆半損選択	大地区名	小地区名	組合員等コード	組合員氏名
1	80	20	○	小郡	小郡 長谷	12345601	山口 一郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	引受面積	品種名	災害の有無	災害発生月日	災害の種類	収穫量が減った割合%	見込単収kg/10a	収穫予定日	受付日
90	1	オコリ 1234	11.3	コシヒカリ	① 無	② 8/1	③ 猪	④ 50	⑤ 310	⑥ 9/6	⑦ 8/18
110	1	オコリ 1235-1	4.0	コシヒカリ	① 無	② 8/1	③ 猪	50	230	9/6	8/18
120	1	オコリ 1246	7.9	ひとめぼれ	① 無	② 8/11	③ 倒伏	5	440	9/20	8/18

- ① 災害の有無：災害があった耕地には、有に「○」、被害なしの場合は、無に「○」を記入します。
- ② 災害発生月日：災害が発生した月日を記入します。
- ③ 災害の種類：猪、土砂流入、穂イモチ病等、具体的な災害名を記入します。
- ④ 収穫量が減った割合%：災害のあった耕地の収穫量が減った割合（減収割合）を記入します。
- ⑤ 見込単収kg/10a：災害のあった耕地の10a当たりの見込の単収を記入します。
- ⑥ 収穫予定日：収穫予定日を記入します。収穫予定日が変更になった場合は組合へご連絡ください。

全相殺方式加入者

様式第1号の1

令和07年産 全相殺方式 損害通知書兼野帳(控え)

類区分	選択補償割合	支払開始損害割合	一筆半損選択	大地区名	小地区名	組合員等コード	組合員氏名
1	90	10	○	小郡	小郡 長谷	31234500	山口 次郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	引受面積	品種名	災害の有無	災害発生月日	災害の種類	施設搬入しない該当の	半損以上該当耕地	収穫予定日	受付日
50	1	ナガタニ 328	7.0	ひとめぼれ	① 無	② 8/29	③ 紋枯れ病	④	⑤	⑥ 9/21	⑦ 9/8
160	1	ナガタニ 331-1	13.9	ひとめぼれ	① 無	② 8/29	③ 紋枯れ病			9/21	9/8
170	1	ナガタニ 340	11.4	ひとめぼれ	① 無	② 8/29	③ 紋枯れ病			9/21	9/8

- ①～③及び⑥について：上記 半相殺方式をご参照ください。
- ④ 施設搬入しない該当の耕地：乾燥調製施設には搬入しない予定の耕地、又は収穫しない予定の耕地について、該当欄に「○」を記入します。
- ⑤ 半損以上該当耕地：半損以上(皆無を含む)の被害を被った耕地について該当欄に「○」を記入します。

※⑦の受付日は、被害申告をされた月日を記録しておいてください。
※品質方式、地域インデックス方式は、全相殺方式に準じて被害申告を行ってください。